

公開請求の内容及び処理状況

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|--------------|---------------|---|------|------------------|-------|------|
| 令和8年 3月3日 | 令和8年 3月17日 | 市民の声データベースからの受付メール (25-02062) | 部分公開 | 1 | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月4日 | 令和8年 3月18日 | <p>市政改革室の不存在決定(令和8年3月3日付大市第31号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>請求内容2のうち、案件番号25-03375の申出について城東区役所より情報提供を受けたものの、当該申出は公職者(元本市職員)が申出入であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であることから、「市民の声」として取り扱っていないが、「どのように「個々の申出内容を考慮して対応」したのかが分かる文書」については、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>2. 案件番号25-03375の申出人が「公職者(元本市職員)」であることが城東区や政策企画室から伝達されたものだという事なのであれば、このような個人情報の取り扱いが法的にも制度的にも適正であるということが分かる文書を公開してください。</p> <p>4. 「当該申出は公職者(元本市職員)が申出入であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であること」が市民の声として取り扱われない理由になるという根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>なお、本公開請求は市政改革室のみを対象とするものではありません。特に4.については政策企画室が対象となるはずです。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月4日 | 令和8年 3月18日 | <p>市民局の不存在決定(令和8年3月3日付大市民第766号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>請求内容2のうち、下記案件番号の申出について城東区役所より情報提供を受けたものの、当該申出は公職者(元本市職員)が申出人であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であることから、「市民の声」として取り扱っていないが、「どのように「個々の申出内容を考慮して対応」したのかが分かる文書」については、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>(以下、案件番号) 25-08135、25-03061、25-03062、25-05803、25-05804、25-06549、25-07806、25-07807、25-07808、25-08128、25-08133、25-08137、25-08151、25-08152、25-08154、25-03370、25-04128、25-06613、25-06619、25-08071、25-08072、25-08138、25-08143、25-08165、25-08166、25-04212、25-04695、25-07140、25-07141、25-08073、25-08102、25-08144、25-08146、25-08519、25-09544、25-04696、25-05802、25-07604、25-07605、25-08106、25-08107、25-08148、25-08149、25-09545、25-09546</p> <p>2. 上記各案件番号の申出人が「公職者(元本市職員)」であることが城東区や政策企画室から伝達されたものだという事なのであれば、このような個人情報の取り扱いが法的にも制度的にも適正であるということが分かる文書を公開してください。</p> <p>4. 「当該申出は公職者(元本市職員)が申出入であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であること」が市民の声として取り扱われない理由になるという根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>なお、本公開請求は市民局のみを対象とするものではありません。特に4.については政策企画室が対象となるはずです。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月4日 | 令和8年 3月18日 | <p>城東区の不存在決定(令和8年3月3日付大城総第378号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>(請求内容2) 市民の声の対応については制度所管である政策企画室の運用に則って処理しているが、公職者からの市民の声の対応について政策企画室へ認識を確認した結果、取り扱いに変更が生じた。具体的には、2026年10月1日より前については公職者からの市民の声については市民の声としては取り扱わず情報提供として処理を行っていたが、2026年10月1日以降については公職者という属性のみではなく、申し出内容を考慮して所管部署で判断するものであるため、所管広聴へ対応について確認することとした。</p> <p>なお、メールアドレス等で公職者を特定でき、かつ申し出内容から在職中の知見に基づくものと確認できる場合については、これまで同様公職者として所管部署へ情報提供するものとした。</p> <p>これらの経緯から以下の市民の声については、所管広聴へ情報提供したものであり、「個々の申出内容を考慮して対応して」いないことから、請求文書2に該当する文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>25-08135、25-03061、25-03062、25-03370、25-03375、25-03666、25-03696、25-03754、25-03972、25-04128、25-04212、25-04693、25-04695、25-04696、25-05446、25-05448、25-05535、25-05802、25-05803、25-05804、25-06549、25-06572、25-06595、25-06613、25-06619、25-07140、25-07141、25-07604、25-07605、25-07806、25-07807、25-07808、25-08071、25-08072、25-08073、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08137、25-08138、25-08143、25-08144、25-08146、25-08148、25-08149、25-08151、25-08152、25-08154、25-08165、25-08166、25-08176、25-08177、25-08519、25-09544、25-09545、25-09546</p> <p>なお、25-08135、25-08071、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08165については市民局への情報提供分が該当する。</p> <p>また、以下の12件の市民の声については所管広聴へ確認したうえで情報提供しているものであるが、受付当時は公文書管理条例第4条の規定にある軽微なものとして決裁文書を作成しておらず、他に該当する公文書も作成していないため、「どのように「個々の申出内容を考慮して対応して」いるのかが分かる文書」は作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p> <p>25-08135、25-06922、25-07108、25-07156、25-08067、25-08071、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08165 なお、25-08135、25-08071、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08165については政策企画室への情報提供分が該当する。</p> <p>6. 公職者の在職中の知見に基づく申出を市民の声制度から排除することが、制度趣旨や制度の理念に照らして適正であるということが分かる文書を公開してください。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|------------------|-------|---------------|
| 令和8年 3月9日 | 令和8年 3月23日 | <p>2026年2月14日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>去る1月20日に市民の声入力フォームからポストされた、25-10132の申出について、何を根拠[太一1.1]にどのように取り扱われているのかが分かる文書を公開してください。 この公開請求は城東区及び政策企画室を対象とします。</p> <p>-----</p> <p>この公開請求に対して、政策企画室は「何を根拠に」に該当する文書として令和8年3月2日付公開決定(大政第e-141号)で「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」を特定していますが、このガイドラインのどの部分が根拠となっているのかが分かる文書を公開してください。</p> <p>また、政策企画室は「どのように取り扱われているのかが分かる文書」については、不存在(令和8年3月2日付大政第e-142号)とし、不存在理由として次のとおりとしています。</p> <p>-----</p> <p>市民の声入力フォームで受け付けた「25-10132の申出がどのように取り扱われているのかが分かる文書」について、現時点で情報提供として対応を検討中のため、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない</p> <p>-----</p> <p>この決定から一週間が経過します。対応内容が決定したのであれば、請求対象文書を特定し、公開してください。</p> | 不存在 | 号 | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月10日 | 令和8年 3月24日 | <p>2026年1月27日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>大阪市公正職務審査委員会の令和7年12月12日付「公益通報に係る審議結果について(通知)」には次のとおり記載されています。</p> <p>1 理由 ■ 第一義的には所属において対処すべき事項であるため(①②③⑤⑦⑨⑪⑫⑬⑭について)</p> <p>2 付言 所属において調査その他の措置をとるなど適切に対処されたい。(①②③⑤⑦⑨⑪⑫⑬⑭について。ただし、政策企画室のみ。)</p> <p>この通知を受けて政策企画室で行われた対応(調査その他の措置)の内容や結果が分かる文書を公開してください。</p> <p>-----</p> <p>これに対して政策企画室は不存在決定(令和8年2月10日付大政第e-132号)を行い、不存在理由を次のとおりとしています。</p> <p>-----</p> <p>大阪市公正職務審査委員会の令和7年12月12日付「公益通報に係る審議結果について(通知)」を受けて政策企画室で行われた対応(調査その他の措置)の内容や結果が分かる文書について、現時点では調査中であるため、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>-----</p> <p>この決定から1か月が経過します。調査が終了しているのであれば、請求対象文書を特定の上、公開してください</p> | 不存在 | 号 | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月13日 | 令和8年 3月27日 | 市民の声データベースからの受付メール(25-02062) | 部分公開 | 1 | 号 | 政策企画室 広聴担当 |
| 令和8年 3月13日 | 令和8年 3月27日 | <p>城東区の部分公開決定(令和8年3月2日付大域総第376号)で公開された「市民の声処理票(2026/1/22 15:29:00)」には次の記載があります。</p> <p>-----</p> <p>公職者からのご意見のため、市民の声の所管部署である政策企画室へ確認した所、公職者の知見からのご意見とは言い切れないが、ガイドラインP3.4-(1)-ウ ただし書きに該当するため、情報提供として受け取る旨確認。政策企画室へ情報提供を行う</p> <p>-----</p> <p>2. 「ガイドラインP3.4-(1)-ウ ただし書きに該当する」について、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」の該当箇所に記載されている1～9のいずれに該当するのかが分かる文書を公開してください。</p> <p>3. 25-10132の申出内容のどの部分が、どのような根拠をもって「ガイドラインP3.4-(1)-ウ ただし書きに該当する」のかが分かる文書を公開してください。</p> | 不存在 | 号 | 政策企画室 | 広聴担当 |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|------------------|-------|------|
| 令和8年 3月14日 | 令和8年 3月30日 | <p>政策企画室が昨年送付したメール（2通）、城東区が根拠として示した「市民の声データベースシステムからのお知らせ（依頼）25-02598」、および政策企画室の不存在理由（大政第e-86号）の三者の記載内容が互いに矛盾しており、同時には成立しません。 この矛盾が生じた理由、または矛盾を説明し得る文書の公開を求めます。</p> <p>A. 政策企画室が昨年送付したメールの内容 メール1 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 今後とも、大阪市政へのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 メール2 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございました。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しくご選択いただきますようお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>これらのメールは、以下の点を明確に述べています。 1. 元職員という属性のみで市民の声制度の利用を禁止 2. 内容に関係なく「公職者」として扱うと明記 3. 市民の声入力フォームの利用を禁止 4. 内容に関係なく属性のみで扱いを判断 すなわち、申出人の属性のみで扱いを変えることを明言するものです。</p> <p>B. 城東区の不存在理由と、その根拠とされた25-02598 城東区は不存在理由（令和8年2月12日付 大城総第363号）において、 公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している。 と記載し、その根拠として「市民の声データベースシステムからのお知らせ（依頼）25-02598」を示しました。25-02598には次の記載があります。 本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」として取り扱わず、情報提供させていただきます。 これは属性のみで扱いを変えることを再度明言するものです。 (続く) (続き) C. 25-02598には次の記載があります。 政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年12月23日付大政第e-86号)の不存在理由には次のとおり記載されてきました。 公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており この記載は上記A, B, の記載とは完全に矛盾しており、この三つは同時には成立しません。 上記 A・B・C の矛盾が生じた理由、または矛盾を説明し得る以下の文書を公開してください。 1. 政策企画室が「属性のみで判断していない」と説明するに至った根拠文書 2. 25-02598の記載内容（属性のみでの扱い変更）が政策企画室の説明と矛盾しないと判断した理由を示す文書 3. 上記矛盾を解消するための内部検討資料、照会文書、決裁文書、事務連絡等</p> | 不存在 | 号 | 政策企画室 | 広聴担当 |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|------------------|-------|------|
| 令和8年 3月14日 | 令和8年 3月30日 | 市民の声データベースからの受付メール (25-02062) | 部分公開 | 1号 | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月14日 | 令和8年 3月30日 | <p>城東区の部分公開決定(令和8年3月2日付大城総第377号)で公開された「市民の声処理票(25-10130)」、「市民の声処理票(25-10131)」、「市民の声処理票(25-10132)」には次の記載があります。</p> <p>-----</p> <p>公職者からのご意見のため、市民の声の所管部署である政策企画室へ確認した所、公職者の知見からのご意見とは言い切れないが、ガイドラインP3-4-(1)-ウ ただし書1に該当するため、情報提供として受け取る旨確認。政策企画室へ情報提供を行う。</p> <p>-----</p> <p>2.「ガイドラインP3-4-(1)-ウ ただし書1に該当する」について、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」の該当箇所には次のとおり記載されています。</p> <p>1 各事業の簡易な問合せや市に寄せられる情報提供・通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催し物の開催日時や場所などの問合せ ・証明書の発行や各種届出等の手続きの説明 ・ポスターが剥がれているなど速やかに対応することで解決するものなど <p>この25-10130、25-10131、25-10132の申出内容がこの規定に該当するものであると判断した根拠が記載されている文書を公開してください。</p> <p>3.25-10130、25-10131、25-10132の申出内容のどの部分が、どのような根拠をもって「ガイドラインP3-4-(1)-ウ ただし書1に該当する」のかが分かる文書を公開してください。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月18日 | 令和8年 3月31日 | <p>政策企画室の以下のメールについて</p> <p>メール1 大阪市内にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員として活躍されたご経験から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申しあげます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331</p> <p>メール2 大阪市内にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございました。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しくご選択いただきますようお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331</p> <p>これらのメールでは、申出人の属性が「公職者」であるという理由のみで、「公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠ける」、「今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします」などと市民の声制度の対象外であるとしております。 しかし、その後政策企画室は、「公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており」(不存在決定(令和7年12月23日付大政第e-86号))、「公職者が申出人であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であることから、「市民の声」として取り扱っておらず」(不存在決定(令和8年3月3日付大政第e-143号))と説明が変更します。</p> <p>当初のメール1、メール2と、その後の不存在決定における説明がどのように整合するのかが分かる文書を公開してください。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|--------------|--|------|------------------|-------|------|
| 令和8年 3月20日 | 令和8年 4月3日 | <p>政策企画室の不存在決定(令和8年3月18日付大政第e-157号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>「市民の声の申出人が公職者(元本市職員)であると所管部署へ伝達したことについての個人情報の取り扱いが法的にも制度的にも適正であるということが分かる文書」については、「個人情報の保護に関する法律」第六十九条第一項の規定に違反していないため、当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>また、「『公職者(元本市職員)が申出人であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であること』が市民の声として取り扱われない理由になるという根拠が分かる文書」については、公職者からの口頭の要望等については「要望等記録制度」で取り扱うことが明記されているが、それ以外に公職者のご意見・お問い合わせ等の方法について明文化されているものは存在せず、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>1. 上記理由では「『個人情報の保護に関する法律』第六十九条第一項の規定に違反していない」としていますが、職歴に関する個人情報を「市民の声」として取り扱わず、所管部署への情報提供とすることが、個人情報保護法第69条第1項に違反しないということがわかる文書を公開してください。</p> <p>2. 上記理由の「公職者からの口頭の要望等については「要望等記録制度」で取り扱うことが明記されている」との記載は、要望等記録制度指針に</p> <p>(1) 要望者 (規則第2条第3項 関係) ・ 要望者とは、次に掲げる個人または団体とする。 (ア) 一定の公職にある個人、または、その職を退いた者(市議員、府議員、国会議員、一般職・特別職の公務員、その他公的な役職のもとで要望を行う者。その秘書も含む。</p> <p>と規定されていることが根拠ですが、この規定が市民の声制度の運用にあたり適用されるとする根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>3. 市民の声制度の運用上、「公職者」と「市民」を区分するものであるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>なお、本請求はいずれも「政策企画室が実際に行った判断の根拠資料」を求めるものです。政策企画室が一定の判断を行った以上、その判断の根拠となる文書が通常存在するはずですが、不存在とするのであれば、政策企画室の判断がいかなる根拠でなされたもので、文書不存在でもその妥当性を説明できることを不存在理由で明示してください。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月24日 | 令和8年 4月7日 | <p>2026年2月14日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>去る1月20日に市民の声入力フォームからポストされた、25-10132の申出について、何を根拠にどのように取り扱われているのかが分かる文書を公開してください。</p> <p>-----</p> <p>この公開請求に対して、政策企画室は「何を根拠に」に該当する文書として令和8年3月2日付公開決定(大政第e-141号)で「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」を特定しました。</p> <p>次に2026年3月9日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>(公開決定(大政第e-141号)に関して) このガイドラインのどの部分が根拠となっているのかが分かる文書を公開してください。</p> <p>-----</p> <p>この公開請求に対して政策企画室は不存在決定(令和8年3月23日付大政第e-160号)を行いました。不存在理由は次のとおりとなっています。</p> <p>-----</p> <p>市民の声フォームで受け付けた意見については「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」に則って処理を行うが、個別の申出を同ガイドラインのどの部分を根拠に取り扱うかを記載した文書を別途作成していないため、「政策企画室は『何を根拠に』に該当する文書として令和8年3月2日付公開決定(大政第e-141号)で『市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)』を特定しているが、25-10132の申出に関して、同ガイドラインのどの部分を根拠として取り扱うのかが分かる文書」について、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>-----</p> <p>しかし、ガイドラインを根拠文書として特定するためには、当該申出(25-10132)について、文書の請求対象文書としての該当性を確認する段階で、ガイドラインのどの条項が根拠となるのかを内部で確認しているはずであり、その判断過程が分かる文書が存在しないはずはありません。</p> <p>よって、以下の文書を公開してください。</p> <p>1. 25-10132の申出について、広聴ガイドラインのどの条項を根拠として取り扱うと判断したのかが分かる文書(メール、起案文書、決裁文書、メモ、電子決裁ログ等を含む)</p> <p>2. 上記判断を行った職員または部署が確認した記録(ガイドラインの該当条項を確認した記録を含む)</p> <p>なお、政策企画室は上記不存在理由において「個別案件ごとに根拠条項を記載した文書は作成していない」と回答していますが、根拠文書を特定した以上、根拠条項の確認作業が内部で行われていることは明らかであり、その記録が一切存在しないという説明は論理的に成立しません。</p> <p>したがって、上記文書について再度公開を求めます。</p> <p>また、上記不存在決定の理由には次の記載もあります。</p> <p>-----</p> <p>市民の声入力フォームで受け付けた「25-10132の申出がどのように取り扱われているのかが分かる文書」について、現時点で情報提供として対応を検討中のため、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>-----</p> <p>この公開請求の請求日から二週間が経過します。対応内容が決定したのであれば、請求対象文書を特定し、公開してください。</p> | 不存在 | | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月24日 | 令和8年 4月7日 | 公文書公開請求に係る公開決定等について(令和8年2月14日【整理番号】7-2078) | 部分公開 | 1 | 政策企画室 | 広聴担当 |

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|---------------|---------------|--|------|------------------|-------|------|
| 令和8年 3月25日 | 令和8年 4月8日 | <p>2026年3月10日に行った公開請求について、不存在決定(令和8年3月24日付大政策e-161号) がなされました。不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>-----</p> <p>大阪市公正職務審査委員会の令和7年12月12日付「公益通報に係る審議結果について(通知)」を受けて政策企画室で行われた対応(調査その他の措置)の内容や結果が分かる文書について、現時点では調査中であるため、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>-----</p> <p>しかし、この不存在理由は以下の点から極めて不合理です。</p> <p>1. 当該通知は令和7年12月12日付であり、今回の請求日時時点で既に三か月近くが経過しています。この間「調査その他の措置」が行われているのであれば、通常、以下のような文書が作成されます。</p> <p>(1)メール (2) 決裁文書 (3) メモ (4) 事実確認の記録 (5) 担当者間のやり取り (6) 調査計画 (7) 進捗管理資料</p> <p>これらが一切存在しないという説明は不自然であり、「調査中であるため文書不存在」との理由付けは成立しません。</p> <p>2. 調査が行われているのであれば、調査過程の記録が存在するはずであり、調査が終了しているのであれば、調査結果の文書が存在するはずで、いずれの場合も「不存在」とすることは論理的に不可能です。そこで、以下のとおり公開請求を行います。</p> <p>1. 前回の請求日から二週間が経過しています。当該調査が終了しているのであれば、調査結果または調査過程の記録を特定の上、公開してください。</p> <p>2. 未だに調査が継続しているというのであれば、調査の過程で作成された調査記録・進捗記録・担当者間のやり取り等の文書を公開してください。</p> <p>3. 請求対象文書が存在しないと主張するのであれば、次の点について明確に説明してください。</p> <p>(1) 「調査中であるため」との理由ではなぜ文書が存在しないのが全く説明されていません。文書が存在しない理由を具体的に不存在理由に記載してください。</p> <p>(2) 調査は既に三か月以上が経過しているにもかかわらず、調査が長期化している理由が分かる文書を公開してください。</p> | 不存在 | 号 | 政策企画室 | 広聴担当 |
| 令和8年 3月28日 | 令和8年 4月13日 | <p>市政改革室の不存在決定(令和8年3月18日付大市第48号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>市民の声「25-02598」について、政策企画室広聴担当より「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応する」旨の通知があり、これを受けて、当室においても同一メールアドレスからの市民の声「25-03375」に関する申出内容は在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断したものであるが、「在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であること」をどのように判断したのかが分かる文書については、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここには「同一メールアドレスからの市民の声「25-03375」に関する申出内容は在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断したものである」とありますが、これは申出内容に記載のない「元本市職員」という個人情報を、別件(25-02598)からメールアドレスをキーとして結合したものであり、これは個人情報の結合(照合)に該当します。</p> <p>個人情報保護法(地方公共団体に適用される部分)において、個人情報の結合は一定の要件を満たさない限り違法であり、行政機関は結合の根拠・手続・権限を説明する義務を負います。</p> <p>また、「案件番号25-03375の申出人が「公職者(元本市職員)」であることをどのように認識したのかが分かる文書」を請求対象文書として、市政改革室に対して行った公開請求により公開された文書に記載された申出内容には、申出人が公職者であることが判断できる記載はなく、市政改革室が申出人を公職者であると判断した根拠は、政策企画室が記載した連絡事項のみであると認められます。</p> <p>以上を踏まえ、次の文書を公開してください。</p> <p>3. 政策企画室から市政改革室に対して行われた、「申出人が元本市職員である」旨の連絡の法的根拠・権限・手続が分かる文書 (例示: 情報提供の根拠規程、内部手続、情報共有のルール、情報提供の記録等)</p> <p>【請求の趣旨】 市政改革室は不存在決定において、「判断したが、その判断過程を示す文書は作成・取得していない」としています。しかし、行政機関が個人情報を結合し、申出人を「公職者」と扱うという重大な処理を行う以上、判断の根拠・手続・権限を示す文書が一切存在しないことは、行政実務上も法令上も通常あり得ません。したがって、本請求は「判断の存在」を前提としたものであり、不存在決定の妥当性そのものを検証するために必要なものです。</p> <p>なお、本請求に関しては請求対象文書が存在しないことは論理的にあり得ませんが、万一不存在であるとするのであれば、「大阪市情報公開条例解釈、運用の手引き」の記載に従い、「なぜ作成または取得していないのか」「本来作成すべき文書がなぜ存在しないのか」等、不存在と判断した理由を具体的に明記してください。</p> | 不存在 | 号 | 政策企画室 | 広聴担当 |